

各評価機関 御中

東京都福祉サービス評価推進機構
公益財団法人 東京都福祉保健財団
福祉情報部 評価支援室

社会的養護関係施設評価実施に係る必要配置数について（通知）

平素より東京都福祉サービス第三者評価事業の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、令和2年4月1日に福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下、「要綱」という）及び福祉サービス第三者評価機関認証実施要領（以下、「要領」という）を改正し、3年間の経過措置期間が令和4年度に終了し、令和5年度より全面施行しているところでございます。

評価機関の皆様におかれましては、本件について、今一度下記の点に御留意のうえ、評価を実施していただきますよう、よろしくお願い致します。

記

1 社会的養護関係施設評価実施に係る必要配置数

【要領第15条】

一件の評価に必要な評価者のうち評価実施年度を含む過去3か年度以内に機構が実施する研修を受講し修了した評価者を少なくとも2名以上を配置するものとする。

※評価実施年度を含む過去3か年度の考え方は下表のとおり。

例) 令和6年度に社会的養護関係施設の評価を実施する場合は、令和4年度以降の研修を受講し修了した評価者を2名以上配置しなければならない。

		評価実施年度				
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
研 修 終 了 年 度	令和2年度	×	×	×	×	×
	令和3年度	○	×	×	×	×
	令和4年度	○	○	×	×	×
	令和5年度	○	○	○	×	×
	令和6年度	-	○	○	○	×
	令和7年度	-	-	○	○	○
	令和8年度	-	-	-	○	○
	令和9年度	-	-	-	-	○

※「機構が実施する研修」とは、「社会的養護関係施設評価者養成研修」又は「社会的養護関係施設評価者継続研修」のことをいう。

2 問合せ先

御不明な点につきましては、以下の各担当まで御連絡ください

東京都福祉サービス評価推進機構

公益財団法人 東京都福祉保健財団 評価支援室

電話番号：03-3344-8515 メールアドレス：hyoka@fukushizaidan.jp

【要綱・要領に関すること】 認証・公表担当

【研修に関すること】 研修担当

【評価手法に関すること】 手法担当